安来市和田南土地区画整理事業地内

（チェリーネわだなん）で建築をお考えの方へ

「チェリーネわだなん」で建築物を建てる場合、工事を始める前に土地区画整理法による許可及び建築確認申請の手続きが必要になります。

住宅を新築した後、同じ敷地内にプレハブの物置や車庫・カーポート等を建てる場合も、同様に申請手続きを要する場合があります。

**🏠どのような場合、土地区画整理法による許可が必要になりますか**

✔建築物を建築する場合（新築・増改築・面積の大小は問いません。）

（※土地の登記完了後は、土地区画整理法による許可は不要です。）

**🏠どのような場合、建築確認申請手続きが必要になりますか**

✔建築物のない敷地に新築する場合（面積の大小は問いません。）

✔建築物のある敷地に延べ面積１０㎡を超える建築物を増築･改築･移転する場合（既存建築物と同一棟でも別棟でも同じ。）

**🏠申請手続きの流れは**

①土地区画整理法による許可申請→②建築確認申請→③確認済証交付

→④着工→⑤工事完了→⑥完了検査申請→⑦検査→⑧検査済証交付

**問い合わせ先**

〇建築確認申請に関すること　　　　　　〇土地区画整理法の許可に関すること

安来市建築住宅課（伯太庁舎１階）　　　安来市都市政策課（伯太庁舎１階）

電話０８５４－２３－３３２５　　　　　電話０８５４－２３－３３４１

Fax０８５４－２３－３３８１ Fax０８５４－２３－３３８１